

佐倉市男女平等参画審議会 令和 7 年度 第 2 回会議 会議録

日 時：令和 7 年 7 月 28 日（月）午前 10 時 00 分から

会 場：佐倉市役所 議会棟第 2 委員会室

出席者：

＜審議会委員＞吉森久美子委員、小林雅美委員、遠藤恵子委員、高島史暁委員、
土屋栄徳委員、田中百合江委員、三橋まゆみ委員

＜事務局＞自治人権推進課〔課長、担当 2 名〕、こども家庭課〔担当 1 名〕
佐倉市男女平等参画推進センター指定管理者〔1 名〕

次第等：

◆議題

(1) 佐倉市男女平等参画基本計画【第 4 期】〔改訂版〕進行管理調査結果（令和 6 年度）について

午前 10 時 00 分 開会

【事務局】

ただいまから、佐倉市男女平等参画審議会 令和 7 年度第 2 回会議を開催します。
会議に先立ち、千葉みらい農業協同組合の推薦委員に交代があり、日暮大輔委員の後任として新たに鶴川健二委員に委嘱しますことをご報告します。

それでは、これより先の議事進行を、佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第 5 条に基づき、会長にお願いしたいと存じます。

【会長】

それでは、議事に入ります。

佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第 5 条第 2 項に、「委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」と定められております。本日の出席委員は、7 名でございますので、11 名の半数を超えております。したがいまして、会議が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

そして、会議録作成のため、事務局で録音をしておりますこと、また、要約のかたちで会議録を作成することになっておりますことを、ご了承ください。

それでは、佐倉市男女平等参画基本計画【第 4 期】〔改訂版〕進行管理調査結果（令和 6 年度）に移ります。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

男女平等参画審議会では、毎年、男女平等参画基本計画に記載されている各事業の実施状況を評価していただいています。

評価につきましては、重点事業 26 事業を審議会で評価していただきます。

重点事業以外の事業につきましては、必要に応じて提言を行っていただきます。

評価基準は、A, B, C, D, E の 5 段階に分かれています。委員の皆様に評価いただいた後、事務局で点数化をし、平均点を算出します。A 評価は 5 点、B 評価は 4 点、C 評価は 3 点、D 評価は 2 点、E 評価は 1 点として、各事業の平均点を算出します。算出した平均点を総合評価として作成した資料をもとに、第 3 回の審議会で審議いただき、審議会として、重点事業の総合評価を決定していただきます。

最後に、佐倉市人権施策・男女平等参画施策推進会議で報告します。その後、事業担当課及び全庁にフィードバックし、2 月頃に調査結果及び重点事業の総合評価を市のホームページで公表する予定です。

【会長】

評価の流れおよび評価方法について、質問がありましたら、お願いします。

[質問なし]

【会長】

それでは、重点事業の実施状況について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料 3 進行管理調査結果（令和 6 年度分）質問・意見記入シートの 1 ページ目に記載されている 26 事業が、審議会に総合評価をいただく重点事業です。

2 ページには資料の見方と質問・意見の記入方法を記載しています。委員の皆様には、別紙資料 2 にて各事業の実施状況をご確認いただき、質問や意見がある場合には、各事業の「委員からの質問・意見」欄にご記入いただきます。

質問の有無に関わらず、返信用封筒またはデータにてご返送をお願いします。

それでは、重点事業の実施状況について基本目標ごとに説明します。

まず、基本目標 I 人権の尊重に関する事業です。人権の尊重は、男女平等参画を進めるうえで、基盤となるもので、性別による固定的な役割分担意識の解消・DV の防止・あらゆるハラスメントの防止などの取組みがより一層求められています。このような背景を踏まえ、性差別と人権侵害を許さない社会づくりを進めるととも

に、あらゆる場における男女平等教育・学習の推進をはかることを掲げています。

事業 No. 1<人権尊重についての広報・啓発>です。所管は自治人権推進課です。今年度は、昨年度に引き続き、市広報番組で人権特集を放送しました。また、市内小中学生を対象とした「人権教室」、「人権出前授業」や小学5・6年生を対象に人権標語コンテストを実施したほか、こうほう佐倉にて、人権に関する啓発記事を掲載しました。

事業 No. 15<セクハラ、DVに関する情報提供>です。所管は自治人権推進課とこども家庭課です。自治人権推進課では、所管施設である佐倉市男女平等参画推進センターミウズにおいて、DVに関する展示物や関連図書の貸し出し、啓発活動等を中心に行いました。こども家庭課では、実際に市民からのDV被害に関する相談を受理し、保護の支援までを行う部署です。支援に加えて、啓発リーフレットの自治会回覧や公共施設での配架等の情報提供も行いました。

事業 No. 18<DV被害者に接する関係職員への研修機会の提供>です。所管課は、こども家庭課です。こども家庭課は、実際に市民からの相談を受ける部署ですので、職員の高い対応スキルが求められます。外部研修に積極的に参加し、研修内容については、関係職員等への周知も行いました。また、DV被害が疑われる市民を職員が発見した際に適切に対応できるよう、こども家庭課・高齢者福祉課・障害福祉課が合同で研修を実施するなど、職員のスキルアップを積極的に図りました。

事業 No. 22<市の相談機能及び関係機関との連携の強化>です。所管は高齢者福祉課とこども家庭課です。高齢者の虐待等に関する相談については、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや高齢者福祉課が対応し見守り支援を行いました。高齢者以外の虐待等については、こども家庭課や関係各課が連携し対応しました。

事業 No. 23<緊急保護等を求める家庭内等暴力被害者の支援>です。所管は、高齢者虐待を担当する高齢者福祉課、障害者虐待を担当する障害福祉課、DV及び児童虐待を担当するこども家庭課の三課です。それぞれ関係各課・機関が密に連携して支援を行いました。

事業 No. 29<被害者の早期発見に向けた機関の連携>です。所管は高齢者福祉課、障害福祉課、母子保健課です。それぞれ母子保健などの保健事業や、要介護認定、障害程度区分認定調査において、家庭内暴力等被害者を早期に発見し、相談機関につなげられるよう努めました。

事業 No. 33<男性の育児や介護に関する情報と学習機会の提供>です。所管は、高齢者福祉課、こども保育課、母子保健課です。高齢者福祉課では認知症サポーター養成講座を毎年開催しており、令和 6 年度は参加者全体の約 47%が男性でした。また、地域包括支援センターでも介護者教室等の講座を実施し、参加者全体の約 25%が男性でした。こども保育課では、子育て講座を、男女双方が参加しやすいように土日祝に開催しました。また母子保健課では、夫婦で参加するパパママクラスの開催や、男女が育児に関わることへの理解を促す情報提供を行っています。

事業 No. 34<固定的な性別役割分担意識や慣行の見直しの促進>です。所管は、自治人権推進課と各公民館です。自治人権推進課が所管する、男女平等参画推進センターミウズにおいて、固定的性別役割分担意識に関する講演会・講座を開催しました。各公民館につきましては、固定的な性別役割分担意識解消を主な目的とした事業を実施するのは困難ですが、各公民館の規模・設備にあわせ、男性の家庭参加や役割分担意識の見直しにつながる講座等を開催できるよう努めました。

事業 No. 46<学校教育における男女平等教育の推進>です。所管は指導課です。子どもたちが学校教育活動全般を通して、人権意識・人権感覚を養えるよう、また、個を尊重し合い、共に協力し合おうとする態度を育成しました。

事業 No. 49<学校と家庭、地域との連携>です。所管は指導課です。自治人権推進課と協力し、人権をテーマにした標語コンテストを行いました。人権教育に係る取り組みを学校だよりや PTA 役員会で、保護者や地域に発信することにより、家庭や地域での話題とするきっかけになりました。

【会長】

重点事業および基本目標Ⅰ人権の尊重の事業について、ご質問がありましたら、お願いします。

[質問なし]

それでは、基本目標Ⅱあらゆる場への男女平等参画の推進に移ります。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

基本目標Ⅱは、あらゆる場への男女平等参画の推進です。男女平等参画社会の形成には、個性や能力を発揮できる社会の実現が求められています。その実現のためには、男女が共に家庭的責任、地域活動への参加などをそれぞれの状況に応じて両

立し、個人が生き方を自由に選択できる環境づくりが重要です。しかし、依然として男性は仕事、女性は家事や育児といった固定的性別役割分担意識が根強く残っているため、ワーク・ライフ・バランスを支援する社会環境づくりを進めていく必要があります。社会全体が固定的性別役割分担意識や女性に対する偏見をなくし、女性の存在や能力を正しく認識し、男女が対等に意見を反映できるような社会づくりを推進していきます。

事業No.55<各種審議会・委員会等の女性委員比率の向上>です。所管は行政管理課と3ページ自治人権推進課です。女性委員の登用率の向上に向け、女性委員のいない審議会などの解消を進めるなど、関係部署への周知を図り、目標比率（35%）の達成を目指します。令和6年度は、女性委員比率は27.6%でした。目標値である35%達成のため、今後も啓発を続けていく必要があります。

事業 No. 59 <事業所や各種団体等への男女平等意識の醸成>です。所管は自治人権推進課です。小学校生徒及び教員を対象に講演を行うなど、人権尊重男女平等参画社会に関する情報を提供し、男女平等意識の醸成を図りました。

事業No.64<市管理職への女性登用推進>です。所管は人事課です。能力に応じて職員配置を行い、女性管理職の積極的登用に努めました。しかし、令和6年度では、管理的地位にある女性職員の割合は17.1%となり、女性活躍推進法に掲げる目標値20.0%を若干下回りました。

事業No.67<多様な働き方ができる環境の整備>です。所管は商工振興課です。都内など、市外に通勤していた方へ、テレワークを行える場を提供したことで、利用者の職住近接を実現し、ワーク・ライフ・バランスの改善に寄与しました。

事業 No. 69<事業所等へのワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発>です。所管は同じく商工振興課です。佐倉商工会議所において市内事業者向けに開催されたSDGs経営セミナーを後援することにより、経営者に対しワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発を図りました。

事業 No. 72<女性の職業能力開発の支援>です。所管は商工振興課です。千葉県ジョブサポートセンターや近隣市町村との共催で女性向け再就職支援セミナーを開催しました。参加者30名中、12名が参考になった、17名が大変参考になったと回答し、高い満足度が得られました。

事業 No. 72<就業相談事業の支援>です。こちらも、所管は商工振興課です。ミレ

ニアムセンター佐倉内に地域職業相談室を設置し、こうほう佐倉に利用案内を掲載しました。

事業No.77＜農業従事者を対象に、男女平等参画を実現するための研修会等の開催＞です。所管は農政課です。集団での研修は参加が難しい農業者も多いことから、該当する農業者に個別説明を実施しました。

事業 No. 85＜家庭における男女平等参画意識の浸透を図るための学習機会や情報の提供＞です。所管は自治人権推進課です。令和6年度は、男女平等参画推進センターにおいて、男性の育児参加を推進することを目的とした、パパとこどものふれあい講座を開催しました。

事業 No. 87＜保育サービス等の充実＞です。所管はこども保育課です。仕事と子育ての両立を支援し、安心して働くことができるよう、多様な保育制度の充実を図りました。

事業 No. 91＜保育施設等の整備、拡充＞です。所管はこども政策課です。令和6年4月に保育所を1園開園しました。結果、令和7年4月時点での待機児童は0人となり、男女共に働きやすい環境を整備することができました。

事業No.92＜学童保育事業の充実＞です。所管はこども保育課です。学童保育所は全小学校区に整備され、全学年の受け入れ態勢が整っています。

事業 No. 96＜地域活動における女性リーダーの育成＞です。所管は自治人権推進課です。公益活動実施団体を対象にリーダー養成講座を実施しました。また、地区代表者説明会を実施し、手引きを配布しました。

事業No.103＜市民参加による男女平等参画事業の充実＞です。所管は自治人権推進課です。男女共同参画週間に合わせ、ミウズ登録団体と協力したパネル展示をおこない、多くの市民に活動内容を知ってもらうことができました。また、千葉県男女共同参画地域推進員活動に参加し、北総地域の推進員とともに男女平等参画に関する啓発を行いました。

【会長】

基本目標Ⅱあらゆる場への男女平等参画の推進の事業について、質問がありましたらお願いします。

[質問なし]

それでは、基本目標Ⅲ安心した暮らせるまちづくりと基本目標Ⅳ推進体制の整

備・充実に移ります。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

基本目標Ⅲは、安心して暮らせるまちづくりです。一人ひとりが、生涯を通じて心身ともに健康で生き生きと暮らしていくことは、男女平等参画社会づくりを実現していくうえで、とても重要なことです。そのために、年代や個々の健康状態に応じた健康教育や健康相談が受けられる環境整備はもちろん、性の違いによる的確な医療である性差医療という考え方もある中で、様々なケースに配慮した医療、保健への対応が必要になっています。このようなことから、安全にこどもを産み、育てていく環境の整備や高齢者、障害を持つ人への福祉の充実、生きがいを持てる学習機会や情報の提供など進めています。

事業No.120＜高齢者が孤立しない地域ネットワークづくりの支援＞です。所管は高齢者福祉課と各公民館です。高齢者福祉課では、認知症の高齢者が行方不明になったとの想定で、発見時に適切に声かけをするための「認知症高齢者声かけ訓練」を、令和6年度は初めて小学生を対象に実施しました。各公民館では、市民カレッジや各公民館独自のイベント等を開催し、高齢者の学習機会の提供と生きがいづくり、仲間づくりの場を提供しました。各公民館で人口や地域性の違いもあり、事業規模の差はありますが、講座の開催等をとおして、高齢者の交流の場を提供しています。

続きまして、基本目標Ⅳ推進体制の整備・充実です。男女平等参画を推進していくためには、市民や事業所などが協働して取り組みをしていく必要があります。そのためには、市内の推進体制の強化を図り、職員一人ひとりが男女平等参画意識をもって、各施策や事業にあたることを求められます。このことから、国や県、近隣市町村をはじめとした関係機関と連携した取り組みを進めるとともに、男女平等参画推進センターの機能の充実を図りながら、男女平等参画社会づくりを着実にすすめるための事業を実施します。

事業No.130＜市職員への意識啓発＞です。所管は、自治人権推進課です。毎年、職員向けに、人権・男女平等参画に関するアンケート&自己点検を実施し、男女平等参画に関する用語の認知度、職員の意識度合いを把握すると同時に、意識づけを図っています。

【会長】

基本目標Ⅲ安心した暮らせるまちづくりと基本目標Ⅳ推進体制の整備・充実について、質問がありましたらお願いします。

[質問なし]

それでは、今後の流れについて、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

まずは、評価前の事業担当課への質問・意見出しをお願いします。男女平等参画の視点で、各担当課が事業を実施していたか、施策が実行されていたかを確認いただき、日ごろ佐倉市政に関わっていらっしゃる皆様の経験から、評価をお願いします。その後、事務局で各委員の評価を集計し、それをもとに、第3回の会議で審議会として総合評価を決定していただきます。また、重点事業以外の事業については必要に応じて提言をいただきます。

【会長】

事務局の説明について意見・質問があればお願いします。

【委員】

今年度から資料3 質問・意見記入シートが薄くなっていると思います。昨年度までは各事業の内容がこの資料にも記載されていて、一冊で完結していましたが、今回は二冊を照らし合わせないといけなくてわかりづらいので、次年度からもう少しわかりやすくしてもらいたいと思いました。

【事務局】

昨年度までは全事業を掲載した冊子と、別に重点事業のみを記載した冊子を作成していましたが、内容が重複しており資料の量を増大させている原因と考えました。資料・データ量の削減という観点で、試験的にこの形をとっています。次年度以降のやり方については、実際に作業していただいた感想も踏まえて検討します。

【委員】

この26の重点事業は、何年かで変わるのですか。

【事務局】

計画の見直しのときに、また検討します。

【委員】

計画自体は12年で、その改訂版を作る時期については、以前の検討部会で4年に一回にするということになったかと思います。

【事務局】

今回は、再来年に見直しを行います。

【委員】

質問・意見記入シートの最後のページが自由記述欄になっているので、重点事業として続けるべき、といった意見を書けば議論できるかと思います。

【会長】

では、質問・意見記入シートでは最後ページに重点事業以外の質問や意見を書くことになっていますが、重点事業として継続してもらいたいといった意見もそこに書いて良いということでいかがでしょうか。

【事務局】

ご意見があればご記入いただければと思います。

【会長】

他にございますか。

【委員】

資料5の採点方法で、小数点第1位は四捨五入をしますとあるのは、ABCDEを評価するにあたって四捨五入をしてということでしょうか。特に変更はないという理解でよろしいですか。

【事務局】

その理解で問題ございません。

【会長】

それでは、その他に質問がないようですので、本日の議事はこれで終了します。

【事務局】

佐倉市男女平等参画推進センター事業について、指定管理者から報告します。

【佐倉市男女平等参画推進センター】

[男女平等参画推進センター事業報告]

【事務局】

最後に、3回目の審議会の日程をご報告します。11月18日（火）午前を候補に考えておりますが、ご都合いかがでしょうか。多くのかたが出席可能であれば、この日にちで開催を決めたいと思います。

[反対意見なし]

それでは、11月18日（火）10時からの予定としたいと思います。期日が近くなりましたら、会場を明記して開催通知をお送りしますので、よろしくお願いします。

以上をもちまして、本日の会議を終了します。

午前10時57分 閉会